

指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条

医療法人愛恵会愛光整形外科が開設する訪問リハビリテーション部が行う、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションの事業(以下、「事業」という。)の適切な運営を確保するために自員及び管理運営に関する事項を定め、愛光整形外科訪問リハビリテーション部の理学療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある者の自宅に訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介助者とする。
- 3 指定介護予防リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあつては、居宅介護支援業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 愛光整形外科訪問リハビリテーション部
- 2 所在地 愛知県名古屋市緑区桶狭間神明1221

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1		兼務
理学療法士	同	1		兼務

1 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申し込み係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

2 理学療法士

理学療法士は医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。祝日、12月29日から1月4日までは除く。
- 2 営業時間 午前8時00分から午後7時30分

（事業の内容）

第6条

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつたては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得て、該当計画を利用者に交付する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は名古屋市緑区・南区・大府市・豊明市とする

（利用料その他の費用の額）

第8条

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km 未満	600 円
3. 5km 以上4. 5km 未満	700 円
4. 5km 以上5. 5km 未満	800 円
5. 5km 以上6. 5km 未満	900 円
6. 5km 以上7. 5km 未満	1.000 円
* 1 以下 1Km 増すごとに 100 円を加算	
* 2 消費税は別途	

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第 9 条

この事業の提供を行っているときに利用者の病状に急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める。

(その他運営に関する留意事項)

第 10 条

1 施設は従業者の質的向上を図るための研究の機会を設け、勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者の雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人愛恵会理事会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(事業所で策定する事項)

第 11 条

(1)高齢者虐待防止の推進

事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。

事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施します。

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(2)身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(3)業務継続計画の策定等

感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に実施できる体制の構築へ、非常時の体制で早期の業務再開を図るなどの業務継続に向けた計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

業務継続計画の策定、おおむね 1 年に1回以上計画の見直しをします。

従業者への業務継続計画の周知をします。

研修、訓練の実施、記録を作成します。

(4)衛生管理等

感染症防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成し、及び対策を検討する委員会を設立します。

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

附則

この規定は令和7年4月1日から施行する